

「手話言語条例」16年度制定へ

知事方針 要約筆記や点字も含め

大村秀章知事は二十九 具体的には、県の責務や
 日、手話や要約筆記、点字 県民、事業者の役割を明
 など聴覚、視覚障害者との記。手話を学ぶ機会の提供
 コミュニケーション手段の や通訳者の養成に向けた方
 普及を図る「手話言語条 針などを定める見通し。知
 例」を二〇一六年度中に制 的や重度障害者も対象に含
 定する方針を明らかにし めるかなど、障害者の意見
 た。制定されれば、都道府 を聞く検討会を設置する。
 県では初めてという。 大村知事は定例会見で、
 一四年一月に日本も批准 東日本大震災で障害者への
 した「障害者権利条約」 情報提供が課題となったこ
 は、聴覚障害者にとってコ とを説明し、「手話を実際
 ミュニケーションと情報獲 に体験していただく機会を
 得の手段である手話など 増やすことで理解が広ま
 る。いざというときに被災 語」と位置付ける。
 県も、手話が「独自の言 ていく」と意義を強調した。
 語」という基本理念を盛り 県によると、鳥取など六
 込み、「障害の有無にかか 県と、三十九市町に手話言
 わらない共生社会を実現す 語条例などがあるが、要約
 る」ことを基本的な考え方 筆記や点字などを含めた条
 とする。要約筆記や点字、 例は都道府県では初。全日
 音訳、代筆、代読なども幅 本ろうあ連盟は法制定を国
 広く、コミュニケーション に求めている。

手段と意義付ける。
 (奥田哲平)